

大蔵委員會議録第十八号

昭和三十年六月十一日(土曜日)

午前十一時十二分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君
理事加藤 高藏君 理事内藤 友明君
理事大平 正芳君 理事奥村又十郎君
理事横路 節雄君 理事春日 一幸君
有馬 英治君 菅 太郎君
杉浦 武雄君 前田房之助君
山本 勝市君 川野 芳滿君
小山 長規君 薄田 美朝君
古川 丈吉君 前尾繁三郎君
石村 英雄君 山崎 始男君
横山 利秋君 井上 良二君
平岡忠次郎君 町村 金五君

出席政府委員

大蔵事務次官 藤枝 泉介君
大蔵事務官 (主税局長) 渡邊喜久造君
大蔵事務官 (管財局長) 窪谷 直光君
大蔵事務官 (銀行局長) 河野 通一君

委員外の出席者

専門員 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君

六月九日

委員保利茂君辭任につき、その補欠として前尾繁三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月十一日

委員山本象吉君及び小川登明君の辭任につき、その補欠として福田越夫君及び山崎始男君が議長の指名で委

員に選任された。

六月九日

銀行法の一部を改正する法律案(春日一幸君外十二名提出、衆法第九号)

同月十日

大かん煉乳用砂糖に対する消費税免除に関する請願(淺沼稻次郎君紹介)(第二〇八四号)
海外引揚老齡民間人の留産財産補償に関する請願(宇都宮徳馬君外一名紹介)(第二一九九号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

銀行法の一部を改正する法律案(春日一幸君外十二名提出、衆法第九号)
所得税法の一部を改正する法律案に對する修正案(前尾繁三郎君外二十五名提出)
法人税法の一部を改正する法律案に對する修正案(前尾繁三郎君外二十五名提出)
租税特別措置法等の一部を改正する法律案に對する修正案(前尾繁三郎君外二十五名提出)

國民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二八号)
日本開發銀行の電源開發株式会社に對する出資の處理に関する法律案(内閣提出第五八号)

國有財産特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一六号)
証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号)(予)

証券投資信託法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二〇号)(予)

○松原委員長 これより會議を開きます。

議事に入る前に、まず御報告いたしておきます。去る八日、通信委員會より物品税法の一部を改正する法律案に關し、修正意見の申し入れがありましたので、これを印刷して諸君のお手元に配付いたしておきましたから御検討願つておきたいと存じます。

次に、去る九日當委員會に審査を付託された銀行法の一部を改正する法律案を議題として、提出者より提案の説明を聴取いたします。春日一幸君。

銀行法の一部を改正する法律案

銀行法(昭和二年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の次に次の一条を加える。

第三十二条ノ二 銀行ハ一人ニ對シ資本ノ額及準備金(利益準備金、資本準備金其ノ他株主勘定ニ属スル準備金ヲ謂フ)ノ額ノ十分ノ一ヲ超エテ金銭ノ貸付(手形ノ割引ヲ含ム)ヲ為スコトヲ得ズ

第三十四条に次の一号を加える。

三 第三十二条ノ二ノ規定ニ違反シタルトキ

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前に銀行のなした契約による資金の貸付(手形の割引を含む)で、改正後の銀行法第三十二条ノ二の規定により銀行のなすことができないものについては、その契約の存続する間、なお従前の例による。

3 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「第二十六条(他業会社への転移)」の下に「第三十二条ノ二(一人に対する貸付の制限)」を加える。

○春日委員 ただいま議題となりました銀行法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

金融機関が特定の企業に對して集中偏向融資を行うときは、その金融機関の経営を不健全ならしめ、預金者に損害を与えるおそれがあるばかりでなく、一つの大企業に對して集中偏向融資が行われますと、数少ない数社の中小企業が融資の対象から除外され、中小企業金融をますます逼迫せしめる結果となるのであります。いづれにいたしましても、集中偏向融資が放任

されておきますと、金融機関の公共性はとうてい全うすることができないこととなるのであります。

しかるに、普通銀行の集中偏向融資については、何ら法律上の規制がないため、極端な事例としては、金融機関の自己資本の五〇%をこえるものも見受けられるのであります。これをこのまま放任するときは、前述のごとき弊害を一層はなだしくするおそれがありますので、すでに貯蓄銀行法、相互銀行法等において規定されております例にならい、また米國の連邦準備法その他各州金融業法並びに西ドイツの信用組織法の例にならい、一企業に對する融資額は、金融機関の自己資本の一〇%をこえることができないこととする等の立法措置を講ずる必要があると考へるのであります。

以上がこの法律案を提案するに至りました理由であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○松原委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。本法律案に對する質疑は後日に譲ることいたします。

○松原委員長 次に、國有財産特別措置法の一部を改正する法律案並びに國民金融公庫法の一部を改正する法律案外金融關係二法案及び証券取引法の一部を改正する法律案外一件を一括議題として質疑に入ります。横山利秋君。

○横山委員 國有財産特別措置法の一部を改正する法律案について、若干政

府の所信をただしたいと思ひます。

かねてこの国有財産のうち、国有機械の交換につきましては、昨年の十月、十一月、十二月の二、三箇にわたつて交換額が非常に高くなりまして、せつかく中小企業に對する恩恵となつておりますこの交換の仕事が全国的に頓挫いたしておりますのは、政府においても御承知のところだと思ひます。今回この時価から三割を減額した額という数字が出て、交換価額を若干下げようとする趣旨については同感を表すものであります。しかしながら、この内容についていろいろと不審な点がございまして、まず第一に、法案の趣旨についていさし御説明をお願いしたいと思います。

一体この法案は、二つの観点からなつておるものであります。すなわち、時価から三割を減額した額という意味と、くず化するという意味と二つあるものであります。一体政府はどちら側にその焦点を置いておられるのであります。まず伺いたいと思ひます。

○逓谷政府委員 この法案はどちらに焦点を置くという事は、必ずしも考へておらないのであります。一つ考へておりますことは、終戦後十年になりますので、この機会に、果して機械として使えるものかどうかということの整理をいたしたいというのが一つの目的でございます。それからもう一つは、中小企業に交換の趣旨をさらに徹底をいたしまして、いささかでも中小企業の設備改善による合理化の推進に寄与したいということでございます。従ひまして、いずれをその焦点としようかとございまして、並行いた

しまして適正な進行をはかりたいというところでございまして。

○横山委員 そういたしますと、少くともたたい二十五万台というふうに考へておりますが、この現存機械の中で、中小企業がこの機械は交換してほしいという希望があらまうときには、それが優先して、そうでないものがくず化される、こういうふうな理解して差しつかえありませんか。

○逓谷政府委員 その通り考へております。

○横山委員 私、実はこの法案の審議に先だちまして、国有機械の保存状況を見て参りました。管財局長は最近ごらんになったかどうか、承わりたいのです。

○逓谷政府委員 最近と申しまして、昨年の秋になりましたが、それ以前から機械の処理について検討をいたしておりましたが、私自身も現場をできる限り見なければならぬというので、もちろんこれは、個所数にいたしましてきわめてわずかなものであります。昨年の秋に見て回つたことはござい

ます。

○横山委員 その保管状況において、どういふ感じを受けられましたか。

○逓谷政府委員 これは、保管をいたしております建物の状況等によつて非常に差がございまして、非常によく管理がされておりますところもございまして、また管理の程度が不満足であるところもございまして、いずれが多いかと申しますと、私も見た個所がわずかでございまして、全体的なことはちょっと申し上げかねるのでございまして、両方あるように考へてお

○横山委員 まことに抽象的な言葉でございまして、少くとも今日の

国有機械の保存というものは、あなたが半分くらいはいいだらうというふうな御返事と全く相反しております。私の見て参りましたのは鳥居松でありまして、国有機械の保存状況は、全く劣悪きまゝのものであります。雨水に放置されておるもの、将棋倒しになつておるもの等々、全く言語道断といわざるを得ません。優秀な機械が将棋倒しになつて、それをまくら木でささえ

ておるがごとき状況もございまして、また最近では少くもなりましたけれども、盗難の状況も頻出しておつたといつておるのであります。これに對して、先般政府から提出せられました資料を見ますと、講和発効の日から二十九年までに三億二千九百五十万、これだけの予算が機械管理費に充てられ、それに対する人員はまた相当なものが充てられておると思ひます。

しかしながら戦後十年国有機械を放置して置いて、そうしてどうも中小工業者の希望に對して高くなつた。今度はそれをくず化するといふようなことでは、国有機械の保管の政府のやり方といふものは、全くなつていないと思ひます。この点をどういふふうにお考へになつておりますか。またなぜこの二十五万台もあるような機械が今日まで放置せられ、国内の中小企業の施設の近代化のために十分な努力がなされなかつたのか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○逓谷政府委員 現在と申しますか、昨年末の調査で、約二十五万台のものが未利用になつておるのであります。が、終戦当時、旧軍から大蔵省が引き

継ぎました機械の概数は、約四十六万程度に相なつておるのであります。その間、占領軍が中間賠償として持つていったものもございまして、また機械として使えなくて、くず化したものもございまして、さらに売り払いの処分をいたしまして、それぞれ日本の産業の再建のために活用をいたしてきております。台数も相当の量には上つておりますが、何さま厩大な量でござい

ますので、鋭意活用を努めて参りましたものの、これだけの二十五万程度のものがまだ未利用になつておるのであります。その中には、今日の状態で、機械としては使えないといふふうな判断されるものが実は相当あるのであります。くず化でございまして、くずならばいつでもできる。そうあわててくず化することもなからうといふふうなことを持つてきておるものもあるものであります。そういうふうなために、一つの場所におきまして、くず化したすべき機械と、さらに機械として活用すべきものとが混在をいたしておるというふうな状況でござい

まして、これを本来ならばもう少し早く整理をいたしまして、くず化するものはさらにその経費を集中的に活用いたしまして、やるべき筋合いであつたと思ひ考へております。それが何さま相当の量でございまして、これはやはり一つの方針を立てまして、一ぺん総ざらいをして、機械として使えるものと使えないものといふふうなものを振り分けをいたしまして、機械として使えるものはできるだけその処分についての価格を適正にすると同時に、なお

売り払いに至りません間の管理は、十

全を期したいというのが今回の法律案の趣旨でございまして。従来の管理の状況が必ずしも万全でなかつたといふことは、人員でありますとか、予算のこともございまして、十分には手が回らねておつたといふことは実情であらうかと思ひます。

○横山委員 十分には参らないといふところは御説ではないのです。この点は十分に批判をしてなされなければならぬことだと思ひます。しかしそれに気がついて、今回大掃除をするという趣旨はけつこうであります。一体この二十五万台をどういふ計画に基いてなさろうとするのであります。その大掃除の具体的な方法について、たとえば一回にやるのか、あるいは一年にやるのか、どういふ計画を立てておられるのであります。

○逓谷政府委員 一つは、これは法案にも書いてありますように、政府部内でも書いてあります。留保いたしたのでございまして、これにつきましては、先般すでに各省に照会を致しまして、もよりの出先の機関で専門的な知識を持つておりますものが現場を調査いたしまして、必要であるかどうかといふことの調査を今やつてゐる段階でござい

ます。なお中小企業方面におきましても、すでにことしの初めであつたと思ひますが、中小企業庁を通じて、各府県に中小企業向けとして、適当な機械といふものを調査いたしてもらつております。これは、現実に需要をいたします個々の業者がまだ總体的に見るといふ段階ではございせんが、そういう方面について指導の立場にありまう府県の職員及び当該地方におきまうすという関係の方々に、予備調査と

て、時価の算出方法を変えるなら変える、そうしてこの三割を減額したならばどういふことになるかという具体的な数字を当委員会に御明示をなさつて、そして審議を求められませんか、三割という数字が妥当であるかないか、ちつともわからない。いわんや今日までの時価評価額を基準といたしまして、そのまま使ひまして三割というのでは、この法案の趣旨は何にもなりません。従ひまして、すみやかに時価の評価の方法並びにその三割を減額した場合においては、昨年の十月以前と比べてどこが違い、どういう価格になるかといふことを出していただきたいと思ひますが、できますか。

○逓谷政府委員 私どもの作業は大体結論に近づいておりますので、きょうこの委員会で御答弁申し上げる段階まで来ておりませんが、すみやかに御提出をいたしまして、御審議を仰ぎたいと思ひます。

○横山委員 次にそれと関連をいたしますが、この国有機械の個々の機械の評価につきましては、そういうものが出来ても、なかなか千差万別の国有機械でありますから、管財局へ行つていろいろとさらに具体的な調査をいたしましたところで、今日ありますように、地方によつて国有機械の交換価格が違ふということが起るのです。ある地域においては、あの地域に比べておれの方は安いといひ、ある地域においては高いといひて不平を放つてゐるのであります。こういう点はもう少し公平にやれる方法はないものかとお尋ねをしたいのであります。特に財務局の職員の諸君の批判をするわけでありませんが、しかしながら財務局の担当し

ておられる人といへども、この工作機械等について多くの経験があるうと思ひます。従ひまして、この点について評価委員会を設けて、法律で定めますのであらう基準に基いて公平な評価をする、こういう機構をお作りになるお考えはございませんか。

○逓谷政府委員 評価委員会の問題でございますが、これは相当多数の機械を個々に評価をいたしますので、一々の機械につきまして評価をいたすというふうなことは、あるいは実行上むずかしいかと思ひますが、基準になりますような機械につきましては、そういうふうな経験者の意見を十分に聞いてみたいといふふうには考えております。

○横山委員 そうであれば、第九条に、機械器具のくず化について学識経験者有する者の意見を徴するといふ条文が入つておりますが、評価について、この種の条文を挿入することについて御異議はないわけですか。

○逓谷政府委員 このくず化の判定と申しますのは、非常に大事なことでございまして、一ぺんくず化してしましますと、元にもどらないといふことでございまして、これは非常に明確なものにつきましてはその必要がないと思ひますけれども、ボーダー・ラインに來るようなものにつきましては、どうしても専門家の意見を聞いて誤りなきを期したいといふふうに出ておるのであります。評価の方につきましては、やはり同様のことは考えられると思ひますが、これを法律上の制度といふところまでする必要は必ずしもないのじやなからうかといふようなことから、法律に挿入することは見合せ

た次第でございます。

○横山委員 それは少し御認識が誤まつていないかと思ふのです。先ほど言ひましたように、財務局の諸君がすべての機械に通曉した知識を持ち合せているわけでもございません。それに伴つて、ともすればいろいろな不満なり不平なり疑いが起りやすいものでありますから、公正な交換をするために経験者の意見を聞くといふふうなことは、局長としてもお考え直し願うべきであると考えております。

その次に伺ひたいのは、今回交換を大々的にやる、そして役に立たないものはくず化してしまふということであるならば、今日まで原則として、同じ種類のものを交換するという立場に立つて若干の幅を持つておられたようではあります。この際英断をもつて、この交換対策となる機械について幅を広めて交換をする、少くとも大分種類の機械といひますか、こういう類似交換、できるならばさらに進んで、多少の制限は設けても、異種交換をおやりになる、こういうことがこの法律の趣旨に沿うゆへであると考えておりますが、この点はどうかお考えでし

ようか。

○逓谷政府委員 現在の交換の制度によりましては、同種といふことでやっているのは御承知の通りであります。が、今度これで交換をさらに促進をいたすといふことと関連をいたしまして、大分種類の中におきます相互の交換といふことは、私どもは当然にやりたいと思つております。これは当然にそこまでは拡張をいたしたいといふふうに考えております。

○横山委員 どういうふうに拡張です

か。

○逓谷政府委員 相互の大分種類の中における交換といふものは、自由自在にやれるようにいたしたいといふふうに今考えております。

○横山委員 それでは先ほどお願いをしました資料の提出を待ちまして、さらに質問を経たいします。本日はこれにて終了します。

○松原委員長 この際御報告申し上げます。所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案の三法律案に対し、それぞれ前尾繁三郎君外二十五名、すなわち民主党及び自由党の共同提案にかかる修正案が委員長の手先まで提出されております。この際これら修正案について、提出者よりそれぞれ趣旨弁明を聴取いたします。前尾繁三郎君。

所得税法の一部を改正する法律案に対する修正案
所得税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第十三条の改正に関する部分の次に次のように加ふる。

第十五条の二から第十五条の五まで
中「四千円」を「五千円」に、「六千円」を「七千円」に改める。

別表の改正規定のうち、別表第三イ月額表箇中「課税するごとに384円」を「課税するごとに477円」に、「500円」を「584円」に、「不具者1人につき384円」を「不具者1人につき477円」に改め、同表の備考中「課税金額から384円」を「課税金額から477円」に、「500円」を「584円」に改める。

別表の改正規定のうち、別表第三イ月額表箇中「課税するごとに78円」を「課税するごとに88円」に、「117円」を「137円」に、「不具者1人につき78円」を「不具者1人につき88円」に改め、同表の備考中「課税金額から78円」を「課税金額から88円」に、「117円」を「137円」に改める。

別表の改正規定のうち、別表第六イ中「400円」を「5,000円」に、「6,000円」を「7,000円」に改め、同表の備考中「4,000円」を「5,000円」に、「6,000円」を「7,000円」に改める。

附則第八項第一号中「同年分の所得税額の計算上控除したる」を「同年分の所得税額の算出の基礎となつた事実に基づき新法の規定により計算したる」に改める。

附則別表第四箇中「4,000円」を「5,000円」に、「6,000円」を「7,000円」に改め、同表の備考中「4,000円」を「5,000円」に、「6,000円」を「7,000円」に改める。

法人税法の一部を改正する法律案に対する修正案
法人税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第九条の九の改正規定の次に次のように加ふる。
第十条の三第一項中「当該外国から

生じた所得についての外国の法人税の課税上の計算期間内に生じた当該法人の所得」を「当該所得が生じた期間の属する事業年度の所得に對し、当該法人の区分に應じ第七條第一項第一号の税率を乗じて算出した金額」に改め、

「部分の金額に對し、当該法人の区分に應じ第七條第一項第一号の税率を乗じて算出した」を削り、「当該計算期間」を「当該所得が生じた期間」に改める。

第十七條の改正に關する部分を次のように改める。

第十七條第一項第一号中「百分の三十五」を「百分の三十」に、「所得金額百分の四十二」を「所得金額のうち年五十万円以下の金額百分の三十五、所得金額のうち年五十万円をこえる金額百分の四十」に改め、同項第二号中「百分の四十一」を「百分の四十」に、「百分の四十六」を「百分の四十五」に改め、同條第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項第三号中「金額又は法人税額」を「法人税その他の公課又は還付金の金額」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

前項第一号の場合において、事業年度が一年に滿たない法人については、同号中「年五十万円」とあるのは、五十万円に当該事業年度の月数を乗じたものを十二分して計算した金額とする。この場合における月数は、暦に従ひこれを計算し、一月に滿たない端数を生じたときはこれを一月とする。

第二十六條第四項の改正に關する部分「中百分の四十」の下に「百分の三十五」を「百分の三十」に」を

加える。

第二十六條の九の改正規定の次に次のように加える。

第四十三條第一項中「事実に基づく税額」の下に「として命令の定めるところにより計算した金額」を加える。

附則第四項中「当該税額に四十を乗じて四十二で除して計算した金額とする」を「当該前事業年度又は被合併法人の確定法人税額の計算の基礎となつた事業年度分の所得について新法第十七條の規定を適用するものとして計算した金額とする」に改める。

附則第五項を次のように改める。

5 新法第十七條及び第二十六條第四項の規定中新法第五條第一項各号又は第九條第六項に掲げる法人に關する部分は、当該法人の昭和三十年十月一日以後に終了する事業年度分の法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に對する法人税に對して適用し、当該法人の同日前に終了した事業年度分の法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に對する法人税については、なお従前の例による。

附則第六項中「附則第三項」を「附則第四項」に改める。

附則第三項を第四項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、附則第二項の次に次の一項を加える。

3 新法第十七條第一項第一号に規定するその他の法人の昭和三十年七月一日以後同年九月三十日までの間に終了する事業年度分の法人税については、新法第十七條第一項第一号中所得金額のうち年五十万円以下の金額百分の三十五、所得金額のうち年五十万円をこえる金額百分の四十」

とあるのは「所得金額の百分の四十」と読み替えて、同号の規定を適用する。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案に對する修正案
租税特別措置法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中租税特別措置法第二條の五の改正に關する部分の次に次のように加える。

第二條の六を第二條の七とし、第二條の五の次に次の一條を加える。

第二條の六 昭和三十年分及び昭和三十一年分の所得税については、所得税法第十五條の六の規定による配当控除額は、同條の規定による控除額に、当該控除額の計算の基礎となる配当所得の百分の五に相當する額を加算した額とする。

第五條の四を次のように改める。

第五條の四 所得税法第一條第一項に規定する者の所得税については、その者の選択により、その者の總所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額（給与所得を有する場合においては、所得税法第九條第五号の規定によりその年中の給与所得の収入金額から控除される金額を加算した金額）の百分の五に相當する金額（その金額に百円未満の端数があるときは、これを百円とし、その金額が一萬五千元をこえるときは、一萬五千元とする。）を、その者の總所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額から控除する。（この控除額を概算所得控除額という。）

前項の規定による控除を受けようとする者は、所得税法に規定する予定納税額減額申請書、七月予定申告書、十一月予定申告書、予定納税額更正請求書、確定申告書、損失申告書又は同法第二十九條第一項から第三項までに規定する申告書の提出の際、当該申請書、申告書又は請求書に、その旨及び概算所得控除額の控除に關し必要な事項を記載しなければならぬ。所得税法第二十五條の四第一項及び同法第二十八條の規定は、この場合について、準用する。

前項の規定により同項に規定する申請書、申告書又は請求書に第一項の規定による控除を受ける旨の選択の記載をなした場合において、当該申請書、申告書又は請求書の提出の日以後において災害により被害を受けたときその他特別の事由が生じたときは、当該選択をした者は、命令の定めるところにより、当該選択を取り消すことができる。

第一項に規定する者がその者の選択により同項の規定による控除を受ける場合においては、当該選択に係る申告納税見積額又は当該選択に係る年分の所得税額の計算については、所得税法第十一條の三から第十一條の五までの規定並びに災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第二條及び同法第三條第一項の規定は、適用しない。

前項に規定する場合において、当該選択に係る年において、生じた難損失の金額があるときは、同年の翌年から三年以内の各年における所得税法の規定の適用については、同法

第九條の四第三項中「難損失の金額」とあるのは「難損失の金額（当該難損失が生じた年において租税特別措置法第五條の四の規定による控除を受けることにより第十一條の三の規定の適用を受けることができなかった金額を除く）」とする。

第一項に規定する者がその者の選択により同項の規定による控除を受ける場合における所得税法の規定の適用については、同法第十二條の二中「前六條」とあるのは「租税特別措置法第五條の四第一項及び前三條」と、「まず難損失控除額の控除をなし、次に医療費控除額、社会保険料控除額」とあるのは「まず同法第五條の四第一項の規定による概算所得控除額の控除をなし、次に」とし同法第十三條第二項中「前七條」とあるのは「租税特別措置法第五條の四第一項及び前四條」とし、同法第十五條第一項中「第十一條の三乃至第十三條」とあるのは「租税特別措置法第五條の四第一項並びに第十一條の六乃至第十三條」とし、同法第三項及び第四項中「第十一條の三乃至第十二條」とあるのは「租税特別措置法第五條の四第一項及び第十一條の六乃至第十二條」とし、同法第四十五條第一項中「第九條乃至第十五條の八」とあるのは「租税特別措置法第五條の四第一項若しくは第九條乃至第十五條の八」とする。

所得税法の施行地において支払を受ける給与所得を有する者が主たる給与の支払者（同法第四十條第一項に規定する給与の支払者をいう。）から受ける給与から控除される社会保険料（同法第八條第六項に規定す

五

る社会保険料をいう。以下同じ。）
の金額とその者が給与所得者の保険料控除申告書に提出している場合における当該申告書に記載した社会保険料（給与から控除されるものを除く。）の金額との合計額が当該給与の支払者から受ける給与所得の収入金額の百分の五に相当する金額（その金額が一万五千円をこえるときは、一万五千円）に満たない場合においては、その者の当該給与の支払者から受ける給与所得についての同法第四十条の規定の適用については、同条第一項第二号中「給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額」とあるのは「給与所得控除、概算所得控除及び生命保険料控除後の給与の金額」と、
「当該支払者から受ける給与から控除される社会保険料がある場合におけるその社会保険料の金額並びに給与所得者の保険料控除申告書の提出がなされている場合におけるその申告に於ける第十一号の規定により控除を認められる社会保険料（給与から控除されるものを除く。）の金額及び」とあるのは「当該収入金額の百分の五に相当する金額（その金額に百円未満の端数があるときは、これを百円とし、その金額が一万五千円をこえるときは、一万五千円とする。）及び給与所得者の保険料控除申告書の提出がなされている場合におけるその申告に於ける」とし、同条第六項第二号中「給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額」とあるのは「給与所得控除、概算所得控除及び生命保険料控除後の給与の金額」と

する。
前七項に規定するものの外、第一項に規定する者がその者の選択により同項の規定による控除を受ける場合における所得税別表第一及び別表第二の適用について必要な事項並びに前項の規定により同法第四十条の

規定を適用する場合における同法別表第六の適用について必要な事項その他概算所得控除額の控除に關し必要な事項は、命令で定める。
附則第三項中「所得税について」を「同法第十七条、第十八条、第三十七条及び第四十一条の規定の

適用については」に改め、附則第四項から第七項までを五項ずつ繰り下げ、附則第三項の次に次の五項を加える。
4 改正後の租税特別措置法第五条の四の規定は、この附則において特別の定めのあるものを除くほか、

昭和三十年分の所得税から適用する。
5 昭和三十年分の所得税に係る改正後の租税特別措置法第五条の四の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下

項	読み替えられる規定	読み替える規定	項	読み替えられる規定	読み替える規定
第一項	百分の五 一万五千円	百分の二・五 七千五百円		給与所得控除、概算所得控除及び生命保険料控除後の給与の金額	給与所得控除、概算所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額
第四項	所得税法第十一条の三から第十三条の五までの規定並びに	所得税法第十一条の三から第十三条の五までの規定によりその者の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額から控除することのできる額は、これらの規定により計算した額の二分の一に相当する額とし、		当該収入金額の百分の五に相当する金額（その金額に百円未満の端数があるときは、これを百円とし、その金額が一万五千円をこえるときは、一万五千円とする。）	当該支払者から受ける給与から控除される社会保険料がある場合におけるその社会保険料の金額と給与所得者の保険料控除申告書の提出がなされている場合におけるその申告に於ける第十一号の規定により控除を認められる社会保険料（給与から控除されるものを除く。）を除く金額と当該給与所得の収入金額の百分の五に相当する金額（その金額に百円未満の端数があるときは、これを百円とし、その金額が一万五千円とする。）との合計額の二分の一に相当する金額
第六項	前三条 前六条	前六条 前六条			
第七項	前四条 前七条 第十一条の六乃至 同法第四十条	前七条 第十一条の三乃至 所得税法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第 号）附則第四項の規定により読み替えられた所得税法第四十条			

欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。
6 前項に規定するもののほか、昭和三十年分の所得税につき改正後の租税特別措置法第五条の四の規定による控除を受ける場合及び同

項の規定により読み替えられた同条第七項の規定を適用する場合における所得税法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第 号）附則第一、附則別表第二及び附則別表第四の適用に關し必要な事項その他同年分の所得税に係る概

算所得控除額の控除に關し必要な事項は、命令で定める。
7 昭和三十年分の所得税につき改正後の租税特別措置法第五条の四の規定による控除を受けた者の昭和三十一年分の所得税に係る所得税法第二十一条の二に規定する

予定納税基準額についての所得税法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第 号）附則第九項において準用する同法附則第八項の規定の適用については、同項第一号中「当該納税義務者の同年分の課税所得金額の算出の基礎となつた

事実に基づき、新法の規定による雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額」とあるのは、「一、ま

ず同年分の課税所得金額の計算上租税特別措置法第五条の四の規定により控除された概算所得控除額（同年中に譲渡所得、一時所得又は雑所得の金額があつたときは、当該金額に係る部分として命令で定める額を減じて得た額）の二倍に相当する金額を控除し、次に当該納税義務者の同年分の課税所得金額の算出の基礎となつた事実に基づき、新法の規定による」と読み替へるものとする。

8 この法律の施行前に昭和三十年分の所得税につき所得税法第二十九條第一項から第三項までの規定による申告書を提出した者及びこの法律の施行前に同年分の所得税につき同法第四十四條第五項において準用する同法第四項の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につきこの法律の施行前に同法第四十四條第五項において準用する同法第四項の規定による更正があつたときは、当該更正後の事項）につき改正後の租税特別措置法第二條の六又は第五條の四の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、この法律の施行の日から起算して二月以内に、政府に対し更正の請求をすることができ、所得税法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第 号）

附則第十九項の規定は、この場合について準用する。

○前委員 ただいま提案されました所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案につき、提出者を代表いたしまして、その提案の理由及び内容につき御説明申し上げます。

政府提出の昭和三十年年度予算案につきましては、審議の結果、最近の経済情勢その他諸般の要請に必ずしも十分適応していると認めがたい部分もあり、日本民主党、自由党が共同してこれを修正し、六月八日衆議院を通過いたしましたことは御承知の通りであります。

この予算案修正の一環として、ここに政府提案の所得税法の一部を改正する法律案外二税法の一部改正案に対し、修正を行わんとするのであります。

その根本の趣旨は、一つは、個人の所得税につき、主として低額所得者の負担の軽減と均衡化、合理化をはかること、二つは、これとの均衡上、法人の低額な利益に対して税率を軽減すること、三つは、預貯金利子課税の廃止との均衡上、配当所得に対する課税上の優遇措置を講ずることでありま

す。

以下、順次三修正案について、その大要を申し上げます。

まず所得税法の一部を改正する法律案に対する修正案におきましては、寡婦等の所得税負担の軽減に資するため、政府原案においては据え置きとなつていた寡婦控除、不具者控除等の額

を四千円から五千円に引き上げることとしたのであります。また寡婦、不具者等が戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定によつて遺族年金または障害年金を受ける者である場合におきましては、現在、その特別の事情を考慮し、六千円の控除をいたしてゐるのでありますが、今回これを七千円に引き上げることとしたのであります。

次に、法人税法の一部を改正する法律案に対する修正案におきましては、特に中小法人の法人税負担の軽減をはかるため、普通法人の所得金額のうち年五十万円以上の金額に対する法人税の税率を軽減する等の修正を行うこととしたのであります。すなわち第一に、普通法人に対する税率は現在一本税率となつており、政府原案においては、これを百分の四十に引き下げることとしてゐるのであります。

このうち、これを二段階とし、所得金額のうち、年五十万円以下の金額に対しては、百分の三十五の軽減税率を適用し、年五十万円をこえる金額に対しては、政府原案通り百分の四十の税率を適用することとしたのであります。第二に、公益法人及び各種の協同組合等の特別法人に対しましては、現在普通法人の場合と區別し、百分の三十五の軽減税率が適用されておるのであります。政府原案におきましては、この税率は現行通り据え置かれることとなつております。しかし、これらの法人の特殊性を考慮いたしますときは、普通法人の税率を引き下げることが伴ひまして、その税率も軽減することゝ適當であると認められますので、これを百分の三十に引き下げる

こととしたのであります。なおこ

れに伴ひ、特別法人の清算所得に対する税率のうち、積立金及び非課税所得からなる部分の金額以外の金額に対する税率を百分の四十一から百分の四十に引き下げることにいたしましたのであります。もつとも個人との権衡や財源の關係等をも考慮し、法人税についての修正部分は、本年十月一日以降に終了する事業年度の法人税及び同日以降の解散、または合併による法人税から適用することとしたのであります。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案の修正案におきましては、低額所得者の負担軽減に資する等のため、選別による概算所得控除の制度を新設する等の修正を行つております。すなわち、第一に、納税義務者の選別により社会保険料控除、医療費控除及び雑損控除にかえて、所得金額または給与の収入金額の百分の五に相当する金額を、一万五千円を限度として、所得金額から控除することとしたのであります。ただし昭和三十年分の所得税については、この修正を七月一日から実施することとしてゐる關係上、社会保険料控除額等の二分の一に相当する金額と、七千五百円を限度として、所得金額または給与の収入金額の百分の二・五に相当する金額との選別を認めることにいたしておるのであります。この措置によりまして、たとえ夫婦及び子供三人の標準世帯の給与所得者は、平年度において、年収二十三万一千二百五十円、月収一万九千二百七十一円以下の場合には、所得税を課せられないこととなります。なお給与所得者につきましては、毎月の給与に対する課税は従来通りとしたし

して、年末調整を行う場合におきまして、社会保険料の額が概算所得控除額に満たない者については、概算所得控除額を控除して税額調整を行うこととしたのであります。

第二に、政府原案におきましては、預貯金等の利子所得に対する所得税の課税を免除する平面、配当所得に対しては源泉徴収税率を引き下げることになつておるのであります。現下の経済情勢に顧みましますときは、直接投資を奨励することが緊要であると考へられますので、利子所得課税との権衡を考慮し、昭和三十年及び三十一年分の所得税に限り、配当控除額を配当所得の百分の二十五に相当する金額から、百分の三十に相当する金額に引き上げることとしたのであります。なお、この措置とあわせて、配当所得についての資料提供限度を、現在一回につき三千円、年二回配当として六千円となつておりましたを、一回につき五千円、年二回配当として一万円に引き上げることにいたしました。所得税法施行細則につき所要の改正を加へることを政府に対して要望いたしておるのであります。

以上、三修正案につきまして、提案の理由と内容の概要を申し上げます。右に申し述べました措置により、昭和三十年年度において、政府原案に対し、所得税におきまして約五十七億円、法人税におきまして約十億円のそれぞれ減収が見込まれるのであります。

何とぞ御審議の上、賛成されんことを希望いたしまして、説明を終りたいと思ひます。

○松原委員長 これにて修正案の趣旨

説明は終りました。修正案に対する質疑は後日に譲ります。

○松原委員 引き続き国有財産並びに金融関係の法律案に対する質疑を続行いたします。春日一幸君。

○春日委員 逓谷局長にお尋ねいたしますが、国有財産特別措置法案に関連して、工作機械の問題について二、三お伺いいたします。

まず第一にお伺いしたいことは、この法律の第九条の規定によりまして、多くの機械がこれを契機としてスクラップにされようと思うのであります。スクラップされる場合は、大体一トン幾らくの価格になるか。それから中小企業に割当てられる場合は、これは第九条の改正によりまして、大体一トン幾らくの価格になるのか、当然いろいろと検討されると思いますが、概算の金額でよろしいから、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

○逓谷政府委員 スクラップで売ります場合は、これは市場のスクラップ価格によりまして、今一トン当り大体一万八千円程度になっております。それから若干解体費等の経費を控除してやらないければならぬので、それを若干下回るわけでありまして、今度これを機械として売ります場合に、一トン当り幾らになるか、今手元に数字を持ち合せておりませんので、調べましてお答え申し上げます。

○春日委員 この問題は、中小企業の生産設備の近代化、更新、こういうことから中小企業者に対しての交換の制度が行われておられるのであります。本件については、すでに昨年来の懸案事項として、本委員会でも早期の

交換方について当局に対してぜひお願いを加えて参つたわけでありまして、今日なお二十五万台の多きにわたつてこれが未処理の状態にある。ただいま逓谷委員の質問の中にも触れておられましたが、その多くのものが腐蝕するにまかされておる、雨風にたたかれて今やスクラップにしなければならぬというような状態になって参つておられますが、この問題は、少くともその保管の責任にあられた逓谷局長といつてしまつて、私は大きな責任問題であると思ふわけでありまして。と申しますのは、交換を容易ならしめるためには、交換を受けんとする諸君の希望に近い価格で評価をするならば、今日十年間を積みましてなおかつ半分も処理できないといふばかげたことはあり得ないわけなんです。

いたゞらに政府は手続をむすかしくして、しかもその評価価格をどうも高い値段にして、そうしてせつかに中小企業者のために設備の近代化といふことで國が決定したこの方針を、ついに誤まつてしまつたわけでありまして、これによつてもたらされたところの國の損失は甚大なものであります。のみならず、中小企業者が当然受けるべき利益に対する損失というものが甚大なものであると思ふのであります。何うと云ふところによりますと、会計検査院から逓谷局長の評価が安過ぎるという警告があつたからといふので周章ろ

うばひしたのか、今のあなたの御答弁によりまして、理屈を積み上げた荒唐無稽の評価を行なつておられる。結局中小企業者としては、手も伸びないようなとはりもない値段を決定した。従ひまして、中小企業者は交換を受けたいと

希望しながらも、そんなばかげた値段では経済ベースとしてとても処理することができないので、ついにこれが、本日問題になっておる二十五万台のこの機械を残しておるということに相なつておるのであります。従ひまして、今やこの法律を契機として、あなたはこの罪滅ぼしに、今後において早期に、かつ誠意を持って処理しなければならぬと思ふのであります。そこで申し上げたいことは、今スクラップにすれば一トン、二百六十七圓でもつて一万八千円、交換されないものはほとんど全部スクラップになつてしまふのだ。

こういう法律の趣旨から考えますならば、三割引きも五割引きも八割引きも問題じゃない。たとえばスクラップにするといふことは、一トンとにかく一万八千円で処理されてしまふといふ大前提の上に立ちますならば、中小企業者は交換できないのだから、あるいは第九条の二の一項の一、二、三、四号といふものにおいて規定されておる以外は全部スクラップにしてしまふなければならぬのだから、従つて二百六十七圓が一万八千円だといふその考へ方の上に立つて、この時価から何割引くかという決定を行われるのがきわめて妥當かつ公正であらうと思ふのであります。

そこで私のお伺いしたいことは、今度のこの時価なるものは、あなたの御答弁によりまして、おおむね昨年の十月以前の評価額がマーケット・プライスとして妥當なものであらうと思われ

るか。あるいは聞くとくところによると、昨年の十一月にこの評価額が行われ

○逓谷政府委員 時価と申しますのは、先ほど申しましたように市場の価格といふことではございませんが、御承知のように中古の機械につきましては、なかなかそういうふうなまとまつたマーケットが的確につかみにくいといふことでございまして、その辺のことも、実際の取引の実例等も調査をいたしておりましたが、そういうものをも参照をし、さらに過去の物価の推移等も参照をし、また機械の陳腐化の程度といふふうなものも考慮いたしまして決定をすべき事柄だと思ふのであります。これが普通にマーケットが整備されておりましたら、その価格を端的につかまえてくるという方法があるものであります。それが残念なことに、中古の機械につきましては、どうも明確につかまえられるようなマーケットがないもので、便宜の方法としていろいろな指数的な計算をやらざるを得ないという状況でございます。

○春日委員 あなたもみづから告白されておる通りに、理屈を積み重ねた指

数計算によつて作つた価格といふものは、実情に沿わないものであつたといふことを今述べられました。が、そうだとすれば、今あらためての御答弁によると、さらに基準となるものが的確に捕捉いたしたい。従つてそういうような指数計算によらざるを得ぬ。こういう相矛盾した御答弁をなすつていらつしやいます。そうすると的確な基準といふものがマーケットにないので、結局逓算的にいろいろな年数だとか、陳腐化の計算だとか、こういうものでやはり理屈を積み重ねて、その出てきた数字によつて當てはめていくよりしようがないといふことになる。かつて犯した誤まりをもう一ぺん犯すといふことで、結局問題を解決することに

○逓谷政府委員 昨年の秋指数を引き上げましたのは、必ずしも指数が一部分だけを適用してみますと、なるほど非常に高いといふことにはなるのであります。ところが控除項目の見方がありまして、さらにいろいろ控除項目といふのを逐次出していったわけであつた。ところが控除項目があるといふこと、もう一つは、非常に大きな影響を来たしておりましたのは終戦後の遊休の期間でありまして、この点につきましては、保存の良好なものにつきましては、現実に機械を使つてはおりないものでありますから、それを全部経過年数に見てしまふものもいかにあつたかといふようなことから、これを圧縮いたしておつたのであります。ところがこの辺がどうも実情にそぐわない大きな原因のようでありまして、この

辺のところを修正いたしますれば、大
体実情に即するようになるとまで改善
できるのではないかと考えておる次第
であります。

○春日委員 結局あなたの御答弁で
は、明確にわれわれが理解することに
苦しむのでありますが、この問題は買
頭に申し上げましたように、第九条の
二によりまして、一、二、三、四の項
目に列記した以外のものは、全部一万
八千円で処分してしまふんだ、こうい
う大前提に立たれますならば、経年数
だとか、腐食除だとか、いろいろな
問題は、スクラップになつてしまふこ
とから考えれば、どんなに大目に見た
ところで大したことはない。問題はは
んと中小企業の助長育成という国
家目的から考えますとき、あなたは会
計検査院がやかしから、こういう
ことであまりにも神経質になつておら
れるようだけれども、会計検査院さ
えよければ国民はどうでもいい、中小企
業者はどうでもいいというふうな、ば
かげたしゃくし定木でやられては、む
ろん中小企業者もわれわれ国会側も納
得することができないのでありまし
て、どうか今後の細目を決定されるに
当りましては、この理解の上に立つて
実情に即するようにしてもらいたい。
今あなたが言われた、あのパーセンテ
ージを縮め、このパーセンテージを伸
ばして、いろいろそろばんをやります
つてやれば、もう一ぺん妥当なもの
が出ると思うと言つておられるけれど
も、これはただあなたの幻想にしかす
ぎないのであつて、現実に商売とい
うのは、非常に複雑多岐な要素がいろ
いろに添加し合つて、そうして現われ
てくるもので、とうふのような脳みそ

をこね回したところで、特殊なパロメ
ーターが出てくるわけがない。従つ
て、私は今言われたような評価に當つ
ては、その払い下げを受けんとする団
体の代表や、あるいは事情によく通曉
しておる諸君の意見、そういうふうな
ものを十二分に取り入れられて、ほつ
ておけばスクラップになるんだから、
それよりは中小企業にうんと安く分
けてやれば、それでもスクラップより
は高いし、それで中小企業の設備交換
にも大きく役に立つんだから、この理
解の上に立つてこの問題を処理されん
ことを強く要望いたしておきます。
それから第九条の二に「現に国内で
製造されるものに照らし、性能の差異
が少いもの」ということが書いてあ
りますが、これは何を意味するもので
ありますか。

○逓谷政府委員 これは中小企業向け
のものは、必ずしも性能の差異が少い
ものというところで残すわけではないの
であります。中小企業向けのものは
中小企業の方から御希望のあるもの
はすべて留保するという考え方に立つ
ておるのであります。従ひましてここ
に書いてありますのは、中小企業向け
の機械であつて、陳腐化の程度が少い
ものという意味であります。必ずしも
中小企業向けの交換に充てられるもの
には、この条項は適用をいたさないとい
うことに考へておる次第でございます。

○春日委員 「現に国内で製造される
ものに照らし、性能の差異が少いもの
の」ということは、一にかつて陳腐化
の事柄だけに関連するのでございま
すか。この点をもう一ぺん明確に伺つて
おきたいと思ひます。

○逓谷政府委員 これは陳腐化の程度
によるわけでありまして。

○春日委員 今、世上一般にこういう
ような流説が行われております。それ
は国有機械二十五万台というものが今
存在をしておる。従ひまして、全国の
工作機械の大メーカーたちが、これが
あることによつて實際商売を非常に
ばまれておる。政府が払い下げるとい
うことを言うものだから、そういうメ
ーカーの新しい製品を買わないで、あ
たらそこに望みをかけて、売れ行きが
非常に阻害されておる。従つてこんな
ものは早く鉄にしまつてく
れ、でなければ工作機械メーカーとい
うものは立つていけない、こういうよ
うな猛運動が行われて、そうしてこ
ういふ法律が出されるような政治的な機
運が醸成されたというふうな流説も行
われておるのであります。私はこれは
非常に大問題であらうと思ふ。政府は
いたずらに中小企業者が希望するよ
うな安い値段で売つてやれば、工作機械
の営業妨害になるから、高い値段で
なるたけ工作機械の諸君の新しい製品
が売れるように、そういうような形で
もつて彼らをバック・アップして、一
方今度のこの法律によつてこれを一掃
していつて、大メーカーたちのそうい
う障害を全面的に取り扱つてしまおう
とするんだ、こういうような流説が行
われておるほどでありまして、従ひま
して、本法律の執行というものは非常
に重大な、かつ複雑多岐な内容を持つ
ておるのであります。私があなたに強
く要望いたしておきたいことは、二十
九年の四月二十七日に逓谷局長の名前
で地方財務局長あてに「二十九年
度における普通財産の貸付料について」と

いう通達が出されておりました、マ
ーケットが今非常に悪いし、経済も非
常に悪い状態になつておる、従つて貸
付料の評価等については、その評価率
がうんと越える場合でも一割増しの頭
金をするところができる、こういう特別
の通達が行われておるのであります。
と申しますのは、今あなたが申された
ように、理屈によつていろいろハイ・
ヴァリュエーションをしていくとか、
八割高にも九割高にもなつていくけれ
ども、現実の市況というものはそうい
う状態ではなく、かえつてデフレ経済
から、一割だけの頭金にしておけとい
うような特別の措置すらも取られてお
ります。こういうような大きな建物と
か土地に対して特別の措置が行われて
おる。大企業、大財閥等に対しては、
いろいろな措置によつてあなたの方から
救済が行われておるにかかわらず、現
に中小企業に対する工作メーカーの間
題なんかは、昨年の十一月を契機とし
て、八割何分という高い評価が行われ
て、そうして現実には市販価格よりも
とほうもない価格にしまつて、す
でにかれこれ七、八カ月間が経過して
しまつた。この間交換というものは全
然行われていない。結局その機械は腐
るにまかされておる。一方、今度は腐
つてしまつたのだからスクラップにす
る、こういうようなめちやくちやな法
律をここの出さうとしておるわけであ
りますが、こういうような政治的陰謀
というかが、あるいはこういう執行を通
じて業界に与えるところの大損失、こ
ういふような問題は、あなたの方大蔵省
において自省を顧わなければならぬ
事柄であらうと思ひます。

いづれにいたしましても、この問題
はすでに三カ年間の懸案であり、本委
員会でこれを取り上げたことも一再で
はございせん。にもかかわらず、こ
の委員会においてはそのつどまちな
の答弁をして、今言われたような大分
類の交換という問題なんかは、前の大
蔵大臣、小笠原さんのその当時の答弁
の中で明確になつておる。機械であ
りさえすれば何でもよろしいというよ
うな形で交換をしますと言つておいて、
現実に財務局の現場においては、同
一のものでもなければならぬとか、先
にもらわなければならぬとかいつて、
結局四十六万台のものが、この長い期
間を通じてわずかに十何万台しか処理
されていません。こういう状況にあるの
でございまして、この法律案は、
ただ単にその大綱を示されておるにと
どまるものであり、ことに時価から三
割も引くという、この時価なるものの
基準も法律的に不明確である。一体時
価とは何であるか。上つたり下つたり
するものであり、しかもその時価に対
する確定評価というものがなかなか
ない。だからそういう意味合いにおき
まして、私はこの法律案が審議される
過程において相当の修正を加えられな
ければならぬと思ひつけられ、いず
れにしてもスクラップにしましうく
らいなら、中小企業者にスクラップよ
りもましな価格で処分しようではない
か、そうしてこの多年の懸案を解決
し、中小企業の振興のために貢献せし
めようじゃないか、こういう気持ちから
この問題の処理に当られることを強く
要望いたしまして、ほかに質問がある
ようではございませんから、私の質問は一
応これで留保いたしておきます。

○松原委員長 山崎始男君。

○山崎(始)委員 銀行局長にお尋ねいたします。昨年保全経済あるいは日本殖産その他の庶民金融機関の問題で、相当零細な預金大衆に非常な迷惑をかけたという事は、これは申し上げるまでもありませんが、それを契機として、今日大蔵省の銀行監督権の状況といひますか、その後前と変わったようない、何か監督を厳重にする、あるいは今まで通りだとかいうふうな変わった御方針を持っていらっしゃるかどうか、ちょっと承わりたいと思います。

○河野(通)政府委員 結論的に申し上げますと、現在、保全経済会等の問題がありまして後において、銀行監督の方針等について変わったところはございません。しかし全体的の問題といひまして、預金者の保護を十分に確保いたしますために、銀行等の金融機関の監督については、従来にも増して一般と厳格にこれを行ふ必要がある、こういうことで、具体的にその方針に従つて処置をいたしております。当然おわかり願つておと思いますが、御参考までに申し上げますと、例の保全経済会等の問題につきましては、これはいろいろ国会の方から御意見がございしたましたが、私は、これは正統の金融機関とは考へておりません。従ひまして、保全経済会の集められた資金は預金ではないという考へ方に立っておりま

す。従ひまして、別に責任ののれを申すわけではございませんが、保全経済会等の問題と、今お話になりました正統の金融機関に對する問題とは、厳に一線を引いて考へて参りたい、こういうつもりでございます。御参考までに申し上げます。

○山崎(始)委員 私は東京相互銀行の問題につきまして、大蔵省の銀行監督権の関連において少しお尋ねしたいと思つてあります。最初ちょっと一言つけ加えておきますが、私がこの質問を申し上げますことによつて、あるいは公共の金融機関、しかも零細な預金者を持つておられます相互銀行のことでありまして、あるいは私が質問することによつて世間にかんがりの混乱を起すかも知れないというおそれを一応持たれるかも知れませんが、私の調べた結果によりますと、東京相互の要求といふものは五億五千萬圓といひかたしかないと思つたので、たといこの委員会を通しまして私がお尋ねをいたしても、決して取付騒ぎその他の問題が起るといふことはま

ずないものだ、この点私深く確信いたしております。このことは私が申し上げるまでもなく、もとより当局の方が先刻御承知と思つたので、以下数点、監督権との関連においてお尋ねをいたしますから、局長において一つ遠慮をしないで明白な御答弁を願ひたいのであります。

これは申し上げるまでもなく、東京相互銀行ばかりではないと私は思いますが、昭和二十五年ごろにたくさん無尽会社の免許がございました。二十六年でもありましたかに相互銀行法がしかれて、まだこういう庶民金融機関のおい立ちと申しますか、歴史が至つて若い。従つていわばまだ幼稚園でありますから、銀行監督権といふものは厳重に公正に行ななければいけないと私は思ひます。それから同時に普通銀行の窓口では相手にされない、非常に気の毒な小企業者が対象になつてお

りますので、こういう相互銀行などといふものは、一刻も早く一人前になつてもらつて、もつとも金利を下げてもらつて、大いに所期の目的を達成してもらわなければならぬ。それには今のうちから厳重な監督に基づく内容の充実といふことが、私は目下の緊急事だと考へますので、いささかお尋ねをいたすのであります。東京相互銀行は最近——最近といひましても、相当前からのことであります。一部の重役の不正あるいは不当取扱が非常にたくさんある。まことに伏魔殿のごとき様相を呈してある、こういうふうにして、局長はどういうふうにお考へになつていらっしゃるのか、その点を御説明願ひたい。

○河野(通)政府委員 相互銀行が発足いたしましたから、まだ四五年の日子をけみしたにすぎません。従つて今お話のように、まだ十分に基礎が固まるというところまでできておりませんことは、御趣旨の通りであります。従つて私どもは、相互銀行が一日も早く基礎を固めて、今お話がありましたように、早く一人前になり、そして金利もできるだけ安くしていくというふうなことができますことを強く願ひ、そういう方向に向つて私どもも指導いたして参り、また監督もいたしておるわけでありまして、お尋ねの東京相互銀行につきましては、昨年の暮れに検査を実施いたしました。検査の内容その他につきましましては——今、山崎さんからのお話もございましたが、信用機関の事例でありますから、その内容につきましては、私からここで具体的にお話を申し上げることは差し控へさせていただきます。

だいたいと思ひます。しかしながら、全体的に見ますと、いろいろ取扱上

の手続、その他について不備な点もございします。これらをすみやかに改善するようにといふことは、命令をいたしておるのであります。現在のところでは若干固定貸し等がありますけれども、預金者に迷惑をかけるような意味における内容の不良という銀行ではございしません。そういう点におきましては、私は万心配な点と考へております。しかしながら、今御指摘がありましたように、取扱上不備な点等も、これはないではありませんでしたから、これらについてはすみやかに改め、また担保等をとることを怠つておつたようなものにつきましましては、至急担保をとるか、あるいは債権の確保についてややもすれば十分でなかつたようなものにつきましましては、それを補完するとか、そういうことについては、個々の貸し出しについて十分に指図をいたしてあります。その整理の計画その他につきましまして、実施の報告もとるようになさせておる次第であります。何分、検査をいたしましてから、まだ半年近くでありますから、その後の改善の様子につきましましては、その急激な整理といふことも、なかなかむずかしいかと思ひますが、逐次そういう方向に向つて進んでおるようになつております。

じだと思ひますが、私はそれは見ないのであります。特に今のところは、銀行として心配がまずない。あつたらこれは大へんなことであります。あつたら困るから、私は申し上げておるのであります。それでは具体的に少しばかり順次お尋ねいたします。

この東京相互がわずかに一億五千万圓の会社でもって、役員十三人の一年間の報酬が一千万圓、賞与を合せますと二千万圓という数字が、昨年の決算において一年間の通計で出ておるようでありまして、今度株式の配当を二割二分に引き上げて、今まで一割だったと思ひますが、これに臨時配当二分つけ、たつた十三人の役員報酬、賞与が年に二千万圓というふうなことは、経理の専門家であるあなたの方から見たら、健全な経営かどうか、この点について御見解を承りたい。

○河野(通)政府委員 私ちょっと今数字を持つておりませんが、東京相互銀行の重役の報酬、賞与の総額ははつきりしたことは存じません。至急調べてみたいと思ひますが、ただ私どもは、相互銀行を含めて銀行の役員報酬、賞与につきましましては、そこまで大蔵省が干渉するのはいかに悪い、実は非難を受けおるのであります。が、私どもは各銀行についてその銀行の状況、内容その他に依つた一つの基準を設けて、それによらしめておる。もちろんこれは認可制とか承認制とかいう法律上の根拠はないのであります。が、事実上の監督によつてそういうことをやらせておる。事前に連絡するといふ形においてやらせております。従

つてそれらの点については、十分パランスをとって検討を加えた上で、適当な数字というところで認めておるのじやないかと思ひます。具体的には数字をなお検討いたしまして、それに対する見解を申し上げたいと思ひます。ただこの問題につきましては、私どもは個々の役員について——社長なら社長についての給与は幾らということとは申しておりません。重役役員に対して大体どの程度のものがいいかということをやつておりました。個々の役員の給与についてはやつておりませんが、今申し上げましたようなことで、事前に十分審査をいたしておりましたし、しかもこちらで指図をいたしたところに従つて、それ以上に、俗な言葉でいわれる、やみにいろいろな給与を出しておるという事実も検査の結果ないようでありましたから、今御指摘の点はもう少し調べて、それに対する見解を申し上げたいと思ひます。

○山崎(給)委員 私は個々の賞与のことを申し上げておるのであります。で、一年間の十三人の役員の報酬が総計二千万円になつておる。全株主の配当金が二割二分として一千万八百万円、それをオーバーするような報酬をたつた十三人の役員が取るような経営が、庶民金融機関を育成するにあたりの御方針かどうかということをお聞きしておるのであります。

まず退職金の場合を考えてみます。かりに社長の退職金一つ例をとつてみますと、わずか五年か六年勤めると一千万円以上になる。最近日銀の總裁であつた一万田大蔵大臣が、この議会において、退職金は何ぼかという質問に対して、あの人は八年以上も總裁

をやつていらつしやつて一千万円もつた。わずかに一億五千万円の、しかも庶民金融機関である相互銀行の社長が、五年か六年勤めて、日銀の總裁が八年も九年も勤められたより以上にもらえるような、こういう数字が出てくるのです。これは今までのあなたはお気づきにならないのですか、この点について一つ御答弁願ひたい。これは私は他の例がどうかとかいふかという数字の問題でなしに、またあなたはその監督権でもこういう問題にタッチすることはできないとは言われぬのであります。が、することはどうかという非常に御思慮深い言葉であります。これはどうも私は納得いかないのでもあります。どうぞこの点に對し御答弁願ひたい。

○河野(通)政府委員 ただいま御説明申し上げましたように、ほつといつていとは申し上げておらないのであります。私は他の金融機関なりいろいろなものとの権衡を見て、許される範囲のものについて行政上の指導はいたしておる、こう申し上げたのであります。具體的に今お示しの数字は私は存じませんが、一度よく調べてみたい。私は数多い銀行の個々の重役の総額が幾らかということは一々覚えておりませんが、その点は御指摘の点もありませんのでよく調べてみたい。調べた上で、それが適當であるかないかについての見解は説明をさせていただきます。こゝう申し上げておるのであります。

○山崎(給)委員 銀行検査をやつていらつしやるのでありますから、調べておられるものだし思つておりました。が、数字の持ち合せがないと言われ、この点非常に私は遺憾だと思ひ

であります。私らの目から見ると、非常にむづかしい、よくまあ大蔵省はこれではつたんだと思ふのであります。かりに会議費、接待費、業務出張費という項目を見ても、この三項目でこれまた一年間に驚くなかれ二千万円から三千万円に上つておる。特にこの庶民金融機関の接待費というものは、普通の事業会社とは違ひます。一体だれを接待するのですか。それは普通銀行ならば、大口預金者があるから、それに接待費をつぎ込むということはおわかりです。が、わずか一億五千万円の、支店の数だつて二十一ほどしか持つていないこの相互銀行が、この三項目で二千万円から三千万円を出しているのです。こういう数字だけが非常に膨大で、健全な経営でない私は申し上げるのと同時に、こういう事態になつていふ重大に思つていらつしやらないかもしれません。私が申し上げるのは、役員の中の一部に非常に品性の悪い者がおる、それが探つてみると、形の上ではこゝういふふうな形勢に出てきておる、これを私は申し上げておるのであります。が、まあこの数字の面はいずれとから調べて御答弁下さるということでありまして、それでは一つお尋ねいたしますが、一部のある役員、業務取締役は経歴詐称をいたしておられますが、この点は大蔵省はわかつていらつしやいますか。

○河野(通)政府委員 そういふ事実があつたやに聞いております。

○山崎(給)委員 いつごろお聞きになりましたか。

○河野(通)政府委員 数カ月前にそ

いことを聞きました。

○山崎(給)委員 わずか三十三才ほどの常務取締役であります。昭和十一年に中央大学を卒業したという経歴を増資の目録見書とか、あるいは大蔵省の方へも書類を出しておると思ひます。その他中小企業金融公庫とか、各関係方面へ出しておると思ひます。が、中央大学を卒業したといふことを書いておる。しかも本年の二月二日に林頼三郎学校長から調べてみますと、本人は入学したことがない、全然知らないといふことになつておるのであります。今、局長は、数カ月前にお聞きになつた、そういう者がおるやに聞かれた、聞かれたと今日まで無関心でいらつしやつたのですか。私はこれは重大だと思ふ。聞かれたら、なぜそのときに何か手をお打ちにならないのか、ほうつておいてもいいのですか、この点どうですか。

○河野(通)政府委員 経歴を詐称するといふことがいふことではないといふことは私も認めます。しかし経歴を詐称したといふことに対して、私も監督の立場にありますが、それに具體的な措置をとるべきかどうかについては、また別途に考えなければならぬ。私はそれはいいことではない、遺憾なことだといふことははっきり認めますけれども、さればといつて、それに對して何か具體的な措置をとるべきかどうかについては別個に考えたい、かような見地に立つております。

○山崎(給)委員 具體的な措置をとるということは別個の考え方だと言われますが、その別個の考え方の内容は、役員をやめるように勧告する、こゝういふ意味に解してよろしいのであります

か、その内容をお聞かせ願ひたい。

○河野(通)政府委員 役員をやめさせるというところまではしなければならぬかどうかについては、私は検討を要すると思ひますが、今のところは、経歴を詐称したから直ちに役員をやめさせるというところまでやる必要はないと私は考えております。

○山崎(給)委員 私はますます不可解に存ずる。そうすると、経歴を詐称をしても平氣だ、逆に裏返せば、そういうことになるのであります。が、事は信用を土台とした金融機関の、しかも常務取締役、高等学校も出てない、大学も出てない、その者が堂々と公文書にも比すべきものに中央大学卒業、これがはつきり判明したのが数カ月前、それに対して、やめさせる必要がないといふことは、私はこれは重大だと思ふ。それでは私は最後に一言申し上げておきます。私は法律問題に當りたくない。言いたくないのであります。が、証券取引法その他商法相互銀行法等にも、経歴詐称はたしか五年以下、三十万円以下の罰金云々といふような規定しらるゝと私は見ておる。お互に衆議院議員が経歴詐称をやつたならば、これは当選無効なんだ。かつてその例が大阪にもあつたはずだと私は思つておる。そのくらい私は重大だと思ふ。これは、普通の法人とは違ひます。私は実に重大だと思ふ。それでは、私は言葉をかえてお尋ねしてみたい。私は言葉にあるのであります。現在、上寺の稲田総界の問題が、刑事事件として問題になつておることは御承知の通りであります。昭和二十五年にたし

か東京相互銀行から稲田稔界が土地を担保に二千万円の借り入れをしております。それがたしか昭和二十七年の十二月でありましたか、その二千万円は一応稲田稔界から東京相互銀行に返金になっております。返金になっておりますが、その返金のときに、銀行の金利を年一割八分といたしますと、大体四百万円近い金利になると思うのであります。それが入っていないということに私の調べではなっておりますのであります。この点お調べになっておられますかどうか、一言お聞きしたい。

○河野(通)政府委員 その前に、今お話を経歴詐称の問題についてお答えしたいと思いますが、私はそのことがいことであるとは申しておらぬのであります。また大したことではないとも思っております。しかしこれらの問題は、私の聞いておるところでは、すでに司直の方へ、告発か告訴がよく私存じませんが、されておるやに聞いております。なお私は、こういった問題については一々監督官庁が出ていって問題の解決に当るよりも、当事者の間で自主的に問題の解決に当られることがむしろ望ましいと考えておりますゆえに、先ほど来申し上げたような御答弁をいたしたのであります。それから今お話のありました稲田某氏に対する二千万円ですか、貸し出しの件につきまして、私は今材料を持って参っておりませんので存じませんが、検査を最近いたしておりますから、おそらくその結果については十分にわかつておるものと考えます。調査をいたした上でお答え申し上げたいと思います。

○山崎(始)委員 ただいまの私の質問に對しまして、前の経歴詐称の問題の

御答弁があつたのであります。いささか訂正されたように思うのであります。この点はあとで速記録を見ましてあらためてお尋ねしたい。また稲田稔界の金利を――これは、私の調査では受け取っていないはずなのです。もし受け取っていないことがはつきりしたら、背任罪を構成すると思う。なぜなら土地という担保がある。それは銀行業務の上で金利を負けるということはある得るでしょう。しかしながら担保はあるが、それにもかかわらず金利を棒引きにしている。

いま一つ、私はこの問題を申し上げたからついでだから申し上げますが、この二千万円を返しますと同時に百万円貸しておる。稲田稔界は、先ほど申し上げました経歴詐称をした債務と話し合つて、百万円の借り出しを受けております。二千万円払つた稲田稔界に百万円の貸し出しをやっている。このときにこの百万円に対する担保物件というものは、立川市の某氏、あえて私は某氏と申し上げておきますが、この人はこれとは何ら関係がないのに、立川市の某氏の土地を担保に入れていゝる。しかも人の印鑑証明その他の書類を――これはその某氏は常に取引がありますから、印鑑証明なり白紙委任状などは二通ぐらゐは常に預けておる。これを盗用して百万円の担保にしておる。その某氏は非常に立腹して、現在ではその抵当権は解除されておりますが、その百万円は依然として残つておる。この百万円の行方には非常に疑義があるのであります。こんな問題は申し上げたら切りがありません。いづれにいたしましても、きようはだいたい時間がたつておるようでありますし、

あなたも数字を持っていらつしやらないで、答弁が非常にあいまいであります。非常に遺憾であります。そこでこの際は委員長にお願いをいたします。次の機会に、この問題は一つ継続してやらせていただきたい、かように思います。

○松原委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は来る十四日午前十時より開会することいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時四十六分散会